



あきる野市男女共同参画計画

第4次 あきる野

男女共同参画プラン

推進状況報告書（案）

（令和3年度）

令和 年 月
あきる野市

目 次

1	第4次 あきる野 男女共同参画プランについて	1
	(1) 計画の目的	
	(2) あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿	
	(3) 計画の基本理念	
	(4) 重点課題	
	(5) 計画の体系	
2	進捗状況報告書の構成について	6
	(1) あきる野市における男女共同参画の推進状況	
	(2) 進捗状況に対する担当課の評価	
	(3) あきる野市男女共同参画推進市民会議による評価	
3	あきる野市における男女共同参画の推進状況について	7
	(1) 市民アンケート調査結果	
	(2) 各種委員会等における女性の参画率	
	(3) あきる野市の管理・監督職における女性職員の比率	
4	進捗状況に対する担当課の評価	19
	基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護	21
	課題1 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進	21
	施策1 配偶者等からの暴力などの根絶	21
	施策2 配偶者等からの暴力などによる被害者の保護	23
	施策3 ハラスメント防止のための啓発	25
	課題2 男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進	27
	施策1 男女共同参画に係る意識啓発の推進	27
	施策2 男女平等教育の推進	28
	課題3 生涯を通じた健康支援	29
	施策1 性差に応じた健康支援	29
	施策2 母性保護と母子保健の充実	30
	基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり	32
	課題1 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進	32
	施策1 男女の雇用機会と待遇の均等確保	32
	施策2 女性の能力発揮と職業能力開発の支援	36
	課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	38
	施策1 ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発	38
	施策2 子育て支援及び介護支援による家庭生活との両立	40

基本目標Ⅲ	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	46
課題1	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	46
施策1	あらゆる分野での女性の参画拡大	46
基本目標Ⅳ	計画の確実な推進	48
課題1	推進体制の整備	48
施策1	重点実施・責任部署、目標、実施期限の明確化	48
施策2	市民との連携・共同体制の充実	48
5	進捗状況に対するあきる野市男女共同参画推進市民会議による評価	49

1 第4次 あきる野 男女共同参画プランについて

(1) 計画の目的

第4次あきる野男女共同参画プラン（以下「第4次プラン」という。）は、すべての人が、性別にとらわれることなく、その個性や能力が十分に発揮され、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画でき、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性のある施策の推進を図っていくことを目的としています。

(2) あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿

平成28年度に実施した市民アンケート調査などによると、あきる野市においては、未だ様々な場面で男女共同参画が実現していない状況があります。このことから、男女共同参画に対する意識を醸成し、すべての人が性別にとらわれることなくあらゆる分野に参画し、自分らしくいきいきと生活できる社会を目指します。

あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿は次のとおりです。

男女が社会の対等な構成員として

- 性別による差別や偏見がなく、それぞれの個性や能力が十分に発揮できる社会
- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{※1}）や子ども、高齢者、障がい者などの社会的弱者に対しての虐待及び性犯罪等の人権侵害行為を根絶し、互いの人権が尊重される社会
- 固定的な性別役割分担や慣行にとらわれずに、自らの意思により様々な活動に参画できる社会
- 家事や育児、介護等の家庭内での役割について、家族が互いに責任を分かち合い、各々が自分らしい生き方を選択できる社会
- 仕事や家庭生活、地域活動などについて、自らが希望するバランスで取り組むことができる社会
- 政策や方針決定の場を始め、あらゆる分野に対等の立場で参画でき、多様な意見が反映される社会

^{※1} 殴る・蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、大声でどなる・無視をするなどの精神的な暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。また、婚姻関係にあるひとだけでなく、同棲相手・交際相手・元配偶者からの暴力、女性から男性への暴力も対象となる。

(3) 計画の基本理念

日本国憲法の基本的人権は「個人の尊重」「両性の本質的平等」「法の下に平等」を理念として、あらゆる差別を禁止し、「侵すことのできない永久の権利」であるとしています。また、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）は「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つの基本理念の下、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成を総合的・計画的に推進することを目指しています。

あきる野市では、これらを基に「あきる野市男女共同参画計画の基本理念」を次のとおりとします。

ア 男女の人権の尊重

すべての人の人権が尊重され、自らの個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できること

イ 男女の仕事と家庭・地域生活の両立

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られ、男女が共に仕事と家庭・地域生活を両立できること

ウ 政策・方針・決定過程への男女共同参画

あらゆる分野において、その性別に関わらず、男女が対等な立場で市の政策等に参画できること

(4) 重点課題

第4次プランでは、次の7点を重点課題としています。

ア 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、許されるものではありません。また、個人の尊厳を傷つけるばかりではなく男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

このため、市は第4次プランに掲げる配偶者等からの暴力の防止などに関する施策の分野を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本市の「配偶者暴力対策基本計画」として位置付け、取組を推進していきます。

イ 男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進

基本法に掲げる男女共同参画社会を実現させるには、子どものころからの人権教育等が重要です。男性も女性も社会の対等な構成員として、自ら

の意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するには、それを可能とする教育・学習機会が必要です。

このため、学校、家庭、地域など様々な機会を捉え、意識啓発等の取組を推進していきます。

ウ 生涯を通じた健康支援

男女が互いにその身体的性差を理解し合い、思いやりを持って生活を送ることは大切なことです。特に女性は妊娠出産を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{※2}の視点が特に重要です。このことから、健康に関する情報提供や意識啓発、相談体制の整備などの取組を推進していきます。

エ 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっています。

このため、第4次プランに掲げる職場における女性の活躍に関する施策の分野を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく本市の「女性活躍推進計画」とし、取組を推進していきます。

オ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、日々の生活を充実したものとしていくためには、男女が共に多様な働き方や生き方を選択できる社会を築いていく必要があります。

このため、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るとともに、育児や介護支援等の取組を推進しています。

カ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の参画が不可欠です。

市においても、様々な意見を市政に反映できるよう、指導的地位への女性の登用や政策・方針決定過程への女性の参画を推進していきます。

^{※2} リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、平成6（1994）年の国際人口/開発会議の「行動計画」によって提唱され、平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「女性の権利」として位置づけられた。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、人々が安全で満ち足りた性生活を営み、生殖能力をもち、妊娠出産に関する自己決定権をもつことを意味する。リプロダクティブ・ライツとは、こうした「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」であり、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利」とされている。（カイロ国際人口開発会議（1994年）「行動計画 第7章 リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ヘルス」）

キ 推進体制の整備

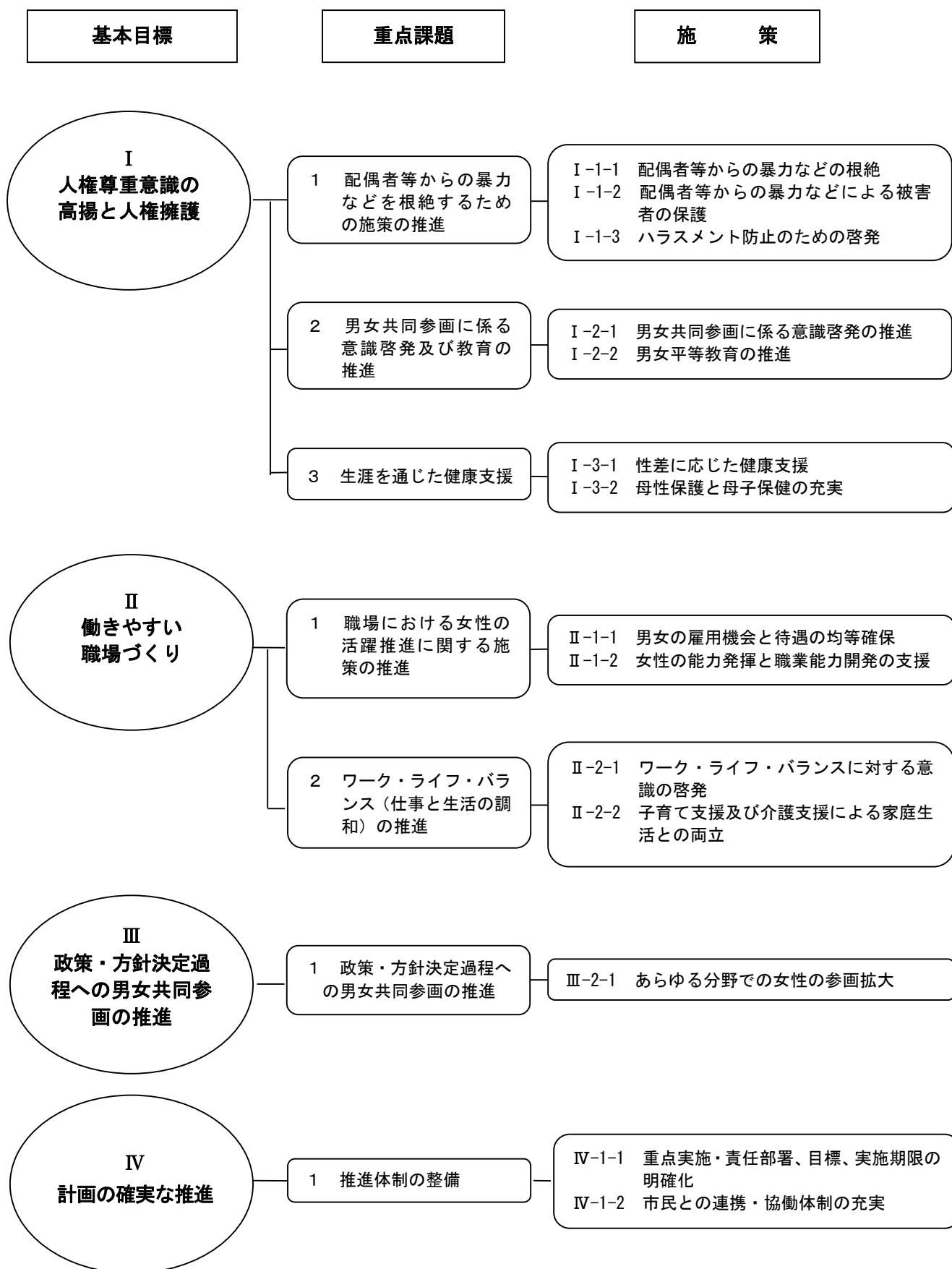
本計画を確実に推進するため、P D C Aサイクル^{※3}による推進管理が重要であるとともに、推進状況を明確にするため、K P I^{※4}の設定も必要です。

また、第三者からの評価も重要であることから、男女共同参画推進市民会議との協働により、事業の推進に取り組みます。

※3 PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

※4 Key Performance Indicator の略。施策ごとの達成すべき成果目標を定量的に示す指標のこと。

(5) 計画の体系



2 進捗状況報告書の構成について

(1) あきる野市における男女共同参画の推進状況

第4次プランでは、あきる野市における男女共同参画社会の実現に向けて、複数の数値目標を掲げています。

この数値目標の基となる市民アンケートや、その他調査結果について次のページ以降に掲載するとともに、市における男女共同参画の推進状況について整理しました。

(2) 進捗状況に対する担当課の評価

本報告書の作成に当たり、各事業の担当課に次のとおり調査を行いました。

ア 調査内容

令和3年度実績及び評価並びに令和4年度の方向性及び予定

イ 調査期間 令和4年5月23日から6月17日まで

ウ 評価方法

担当課は、課題達成に向けた施策の各事業に対し、次の基準に則って自己評価を行いました。

【 事業実施に係る評価基準 】

A：課題解決のための施策に対する事業を十分に実施できた。

B：課題解決のための施策に対する事業はおおむね実施できた。

C：課題解決にはさらに工夫や改善が必要。

D：未実施

【 男女共同参画の視点からの評価基準 】

A：大きな効果があった。

B：効果があった。

C：あまり効果がなかった。

D：まったく効果がなかった。

(3) あきる野市男女共同参画推進市民会議による評価

あきる野市男女共同参画推進市民会議において、各課題に対し、総合的に評価しました。

【 総合評価基準 】

A：施策に対する事業を十分に実施できている。

B：施策に対する事業はおおむね実施できている。

C：課題解決に工夫や改善が必要と思われる。

D：その他、施策の見直し等の必要がある。

3 あきる野市における男女共同参画の推進状況について

(1) 市民アンケート調査

ア 市民アンケート調査の概要

市では、市民の皆様が市で行っている事務や事業にどの程度満足されているか、また、何を重要と感じているかなどを把握し、皆様の考えや意向を市政に反映させることにより、今後の市政運営に資することを目的として、隔年で市民アンケート調査を実施しています。

(ア) 調査地域

あきる野市全域

(イ) 調査対象

あきる野市在住の満18歳以上の市民2,500人

平成28年度 有効回収数 925通、有効回収率 37.0%

平成30年度 有効回収数 832通、有効回収率 33.3%

令和2年度 有効回収数 1,009通、有効回収率 40.4%

(ウ) 調査期間

平成28年度 平成28年9月9日から9月26日まで

平成30年度 平成30年8月23日から9月14日まで

令和2年度 令和2年11月20日から12月18日まで

イ 市民アンケート調査結果

男女共同参画を含む、市が実施している40の施策について、それぞれの満足度と重要度を5段階で評価する「問1 施策の満足度・重要度について」、男女共同参画に係る意識を問う「問12 男女共同参画に関する意識について」「問13 次のような場面で女性と男性が平等になっていると思うか」「問14 『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について、どう思うか」及び「問15 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉をご存じですか」について、平成28年度市民アンケート、平成30年度市民アンケート及び令和2年度市民アンケートの集計結果を比較すると、次のような結果となりました。

その他調査結果の詳細は、市ホームページ

(<http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000002913.html>) をご確認ください。

(ア) 施策の満足度・重要度について（問1）

○「男女共同参画社会の実現」に係る施策の満足度

年度	満足	まあ満足	普通	やや不満	不満	わからない	無回答
R2	1.1 %	3.5 %	48.2%	4.7 %	1.9 %	38.9 %	1.9 %
H30	0.4 %	2.6 %	50.4%	5.5 %	1.6 %	38.3 %	1.2 %
H28	0.6 %	3.8 %	49.6%	5.1 %	1.5 %	35.5 %	3.9 %
増減	0.7 pt	0.9 pt	△ 2.2pt	△ 0.8 pt	0.3 pt	0.6 pt	0.7 pt

○「男女共同参画社会の実現」に係る施策の重要度

年度	重要	まあ重要	普通	あまり重要でない	重要でない	わからない	無回答
R2	13.2 %	18.5 %	40.9 %	6.1 %	3.1 %	15.7 %	2.5 %
H30	15.7 %	19.6 %	44.5 %	4.0 %	1.7 %	12.6 %	1.9 %
H28	9.8 %	14.5 %	47.1 %	7.0 %	2.6 %	13.1 %	5.8 %
増減	△ 2.5 pt	△ 1.1 pt	△ 3.6 pt	2.1 pt	1.4 pt	3.1 pt	0.6 pt

結果を見ると、施策の満足度については、「満足」又は「まあ満足」と答えた市民が4.6%と、平成30年度の3.0%に比べ1.6ポイント増えています。また、「不満」又は「やや不満」と答えた市民は0.5ポイントと若干増えています。

施策の重要度は、「重要」又は「まあ重要」と答えた市民が31.7%と、平成30年度の35.3%から3.6ポイント減っています。

平成30年度から令和2年度にかけて、施策の満足度が高まっていることから、施策の効果が一定程度現れていることがわかります。

一方、平成28年度から平成30年度にかけて高まっていた市民の男女共同参画そのものに対する関心については、令和2年度には低下しています。

市民アンケート全体の結果において、「健康づくり・保健の充実」「市民が安心できる地域医療体制の充実」「情報化の推進」などの重要度が上昇していることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル化の推進等を受け、市民の関心が健康問題関係及びデジタル化関係に向いていることが考えられます。「男女共同参画社会の実現」に限らず、健康関係、情報関係以外の施策については、全体的に重要度が低下している状況です。

(イ)「男女共同参画社会」の認知度について(問12)

○男女共同参画社会とは、どのようなことかご存知ですか

(全体)

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	34.0 %	36.2 %	26.9 %	3.0 %
H30	37.5 %	34.1 %	21.8 %	6.6 %
H28	29.4 %	35.4 %	27.8 %	7.5 %
増減	△ 3.5 pt	2.1 pt	5.1 pt	△ 3.6 pt

(男性)

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	40.7 %	34.3 %	23.4 %	1.6 %
H30	44.1 %	33.1 %	17.9 %	5.0 %
H28	33.2 %	35.2 %	24.4 %	7.2 %
増減	△ 3.4 pt	1.2 pt	5.5 pt	△ 3.4 pt

(女性)

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	28.8 %	38.0 %	29.4 %	3.8 %
H30	33.6 %	34.7 %	24.5 %	7.2 %
H28	26.1 %	35.4 %	30.9 %	7.6 %
増減	△ 4.8 pt	3.3 pt	4.9 pt	△ 3.4 pt

「男女共同参画社会」の認知度については、「言葉は聞いたことがある」市民は男女ともに増加しており、全体では平成30年度の34.1%から36.2%と2.1ポイント増えています。

しかしながら、「知っている」市民は、平成30年度の37.5%から34.0%と3.5ポイント減っています。

「言葉は聞いたことがある」「知っている」市民の合計は、70.2%と平成30年度の71.6%から1.4ポイント減っており、全体的な認知度は低下している状況です。

今後、認知度を底上げするためには、「知らない」市民に「男女共同参画社会」という言葉自体を浸透させることが必要です。

(ウ) 様々な場面での男女共同参画について (問13)

○次のような場面で女性と男性が平等になっていると思いますか。

場面	年度	男性優遇	どちらか といえば 男性優遇	男女平等	どちらか といえば 女性優遇	女性優遇	わからない	無回答
家庭生活	R2	13.2 %	33.2 %	36.1 %	5.3 %	1.2 %	8.4 %	2.7 %
	H30	11.5 %	38.6 %	30.3 %	7.1 %	1.8 %	7.2 %	3.5 %
	H28	12.3 %	33.2 %	32.8 %	6.4 %	1.9 %	5.6 %	7.8 %
	増減	1.7 pt	△ 5.4 pt	5.8 pt	△ 1.8 pt	△ 0.6 pt	1.2 pt	△ 0.8 pt
職場	R2	14.1 %	30.9 %	28.7 %	5.5 %	1.2 %	14.4 %	5.3 %
	H30	17.5 %	40.5 %	21.8 %	3.7 %	1.7 %	11.5 %	3.2 %
	H28	18.2 %	34.7 %	21.9 %	4.5 %	1.4 %	10.1 %	9.2 %
	増減	△ 3.4 pt	△ 9.6 pt	6.9 pt	1.8 pt	△ 0.5 pt	2.9 pt	2.1 pt
学校教育	R2	3.3 %	8.7 %	45.2 %	1.8 %	0.3 %	34.5 %	6.2 %
	H30	3.6 %	12.4 %	54.8 %	3.2 %	0.5 %	21.5 %	4.0 %
	H28	3.5 %	9.1 %	51.4 %	2.7 %	0.9 %	22.4 %	10.2 %
	増減	△ 0.3 pt	△ 3.7 pt	△ 9.6 pt	△ 1.4 pt	△ 0.2 pt	13 pt	2.2 pt
政治	R2	34.8 %	33.5 %	10.5 %	0.7 %	0.4 %	16.3 %	3.9 %
	H30	35.0 %	38.1 %	11.8 %	0.6 %	0.1 %	11.3 %	3.1 %
	H28	24.0 %	39.6 %	14.9 %	1.0 %	0.6 %	11.0 %	8.9 %
	増減	△ 0.2 pt	△ 4.6 pt	△ 1.3 pt	0.1 pt	0.3 pt	5.0 pt	0.8 pt
法律・ 制度	R2	15.6 %	25.6 %	28.7 %	3.3 %	1.0 %	21.5 %	4.4 %
	H30	14.2 %	30.3 %	33.2 %	3.8 %	1.0 %	13.7 %	3.8 %
	H28	11.8 %	28.3 %	32.3 %	4.3 %	0.9 %	13.4 %	9.0 %
	増減	1.4 pt	△ 4.7 pt	△ 4.5 pt	△ 0.5 pt	0.0 pt	7.8 pt	0.6 pt
社会通念 習慣 しきたり	R2	26.0 %	44.3 %	12.1 %	1.9 %	0.4 %	11.3 %	4.1 %
	H30	26.4 %	47.7 %	13.3 %	1.1 %	0.8 %	7.9 %	2.6 %
	H28	26.2 %	44.6 %	11.2 %	2.6 %	0.4 %	6.8 %	8.1 %
	増減	△ 0.4 pt	△ 3.4 pt	△ 1.2 pt	0.8 pt	△ 0.4 pt	3.4 pt	1.5 pt
地域活動	R2	10.4 %	29.8 %	30.6 %	2.8 %	0.5 %	22.1 %	3.8 %
	H30	10.6 %	34.7 %	33.7 %	5.0 %	0.7 %	12.3 %	3.0 %
	H28	12.0 %	31.4 %	30.8 %	3.9 %	1.0 %	12.6 %	8.3 %
	増減	△ 0.2 pt	△ 4.9 pt	△ 3.1 pt	△ 2.2 pt	△ 0.2 pt	9.8 pt	0.8 pt

「家庭生活の場」及び「職場」において「男女平等である」と感じる市民が増えています。また、全体的に「男性優遇」「女性優遇」と感じる市民については、減少傾向にあり、極端な不平等を感じる場面は減っているものと考えられます。

また、すべての場面において「わからない」と感じる市民が増えています。「わからない」市民が増えた要因については、「男女共同参画社会」の認知度が低下していること、「男女平等」の判断が難しいことなどが考えられます。

(エ) 固定的性別役割分担意識について (問14)

○あなたは「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どう思いますか。

(全体)

年度	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	無回答
R2	4.7 %	33.2 %	35.1 %	24.4 %	2.7 %
H30	4.9 %	33.5 %	38.5 %	19.0 %	4.1 %
H28	4.1 %	39.8 %	31.0 %	17.7 %	7.4 %
増減	△ 0.2 pt	△ 0.3 pt	△ 3.4 pt	5.4 pt	△ 1.4 pt

(男性)

年度	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	無回答
R2	6.7 %	39.1 %	33.1 %	19.3 %	1.8 %
H30	5.2 %	39.7 %	36.4 %	14.9 %	3.9 %
H28	5.2 %	47.8 %	26.5 %	13.9 %	6.7 %
増減	1.5 pt	△ 0.6 pt	△ 3.3 pt	4.4 pt	△ 2.1 pt

(女性)

年度	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	無回答
R2	3.0 %	28.6 %	37.5 %	28.4 %	2.4 %
H30	4.5 %	28.2 %	41.4 %	23.0 %	2.9 %
H28	3.2 %	32.4 %	35.4 %	21.5 %	7.5 %
増減	△ 1.5 pt	0.4 pt	△ 3.9 pt	5.4 pt	△ 0.5 pt

「夫は外で働き、妻は家を守るべき」という固定的性別役割分担意識については、賛成する男性がわずかに増えているものの、男女ともに「反対」の割合が増えています。

また、平成30年度に引き続き、男女とも「どちらかといえば反対」又は「反対」とする市民が過半数を超えています。

(オ) ワーク・ライフ・バランスについて (問15)

○ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) という言葉をご存知ですか。

(全体)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	31.0 %	39.7 %	27.6 %	1.7 %
H30	26.7 %	46.5 %	24.2 %	2.6 %
H28	23.9 %	41.5 %	28.5 %	6.1 %
増減	4.3 pt	△ 6.8 pt	3.4 pt	△ 0.9 pt

(男性)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	37.7 %	38.9 %	22.8 %	0.7 %
H30	30.9 %	46.0 %	21.8 %	1.4 %
H28	28.3 %	41.0 %	24.4 %	6.3 %
増減	6.8 pt	△ 7.1 pt	1.0 pt	△ 0.7 pt

(女性)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R2	26.2 %	39.7 %	32.4 %	1.7 %
H30	24.5 %	46.8 %	26.4 %	2.3 %
H28	20.0 %	41.9 %	32.6 %	5.5 %
増減	1.7 pt	△ 7.1 pt	6.0 pt	△ 0.6 pt

「ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)」の認知度については、性別に関わらず「内容を含めて知っている」と答えた市民の割合が増えているものの、「言葉は聞いたことがある」と答えた市民は減っており、合計で70.7%、平成30年度の73.2%から2.5ポイントの減少となっています。

平成28年度から平成30年度にかけて、「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた市民の割合については、両方とも増加しており、全体的に認知度は上昇傾向にありましたが、令和2年度については「内容を含めて知っている」施策に関心のある市民は増加しているものの、「言葉は聞いたことがある」施策への関心が比較的低い市民は減少しています。このことから、平成28年度から平成30年度までの期間と比べ、令和2年度においては「ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)」に対して、関心のある市民と、関心のない市民との間に差が生じていることが考えられます。

全体の認知度を高めるためには、市ホームページ及び広報あきる野において広く周知を図り、「言葉は聞いたことがある」「知らない」施策への関心が比較的低い市民の認知度を上昇させることが必要です。

※ 報告書（案）作成時点において、選任されている委員数で算出しているため、後日修正いたします。

（２）各種委員会等における女性の参画率

国は、第5次男女共同参画基本計画において、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を、2050年までに40%以上60%以下とすることを目標としています。

市の各種委員会等全体における女性委員の比率が40%に達していないこと、また、女性委員の参画率が30%に満たない委員会等が依然としてあることから、国の目標値の達成に向け、より一層の女性委員の任用に努める必要があります。

これらのことを踏まえ、第5次プランにおいては、次のような数値目標を掲げています。

- ① 委員会等委員に占める女性委員の比率 40%
- ② 女性委員が30%以上の委員会等の比率 50%
- ③ 女性委員がいる委員会等の比率 90%

令和4年4月1日現在、市における各種委員会等の女性委員数の詳細は次のページのとおりです。

女性委員の比率は、全体で821人中284人と約34.6%となっています。52の委員会等のうち、女性委員が全体の30%以上を占める委員会等は17で全体の約32.7%、1人でも女性委員がいる委員会等は42で全体の約80.8%となっています。

令和3年4月1日現在と比べ、全体の女性委員の比率は約35.8%から1.2ポイント低下、女性委員が全体の30%以上を占める委員会の数は、令和3年4月1日現在の約40.4%から7.7ポイント低下、1人でも女性委員がいる委員会等は約84.2%から3.4ポイント低下しております。

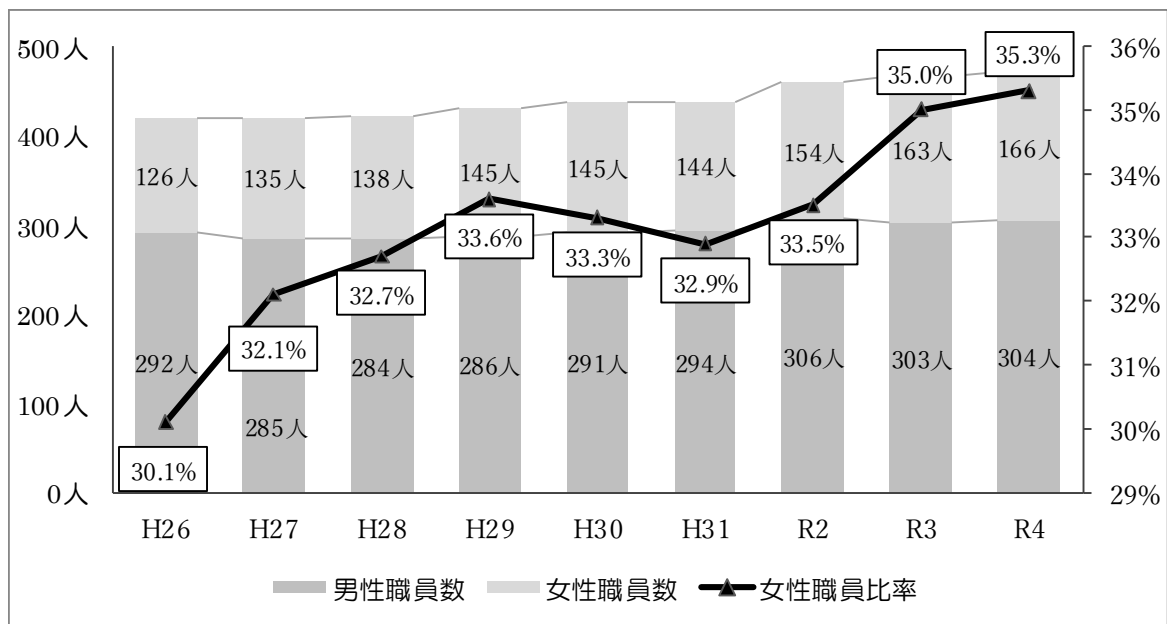
	女性委員の比率	女性委員が30%以上を占める委員会等の比率	女性委員がいる委員会等の比率
数値目標	40.0 %	50.0 %	90.0 %
R4.4.1	34.6 %	32.7 %	80.8 %
R3.4.1	35.8 %	40.4 %	84.2 %
R2.4.1	35.4 %	39.0 %	83.1 %
H31.4.1	35.3 %	38.3 %	90.0 %
H30.4.1	34.9 %	35.7 %	87.5 %
増 減	△ 1.2 pt	△ 7.7 pt	△ 3.4 pt

各種委員会等における女性の参画率（原則として令和4年4月1日現在）

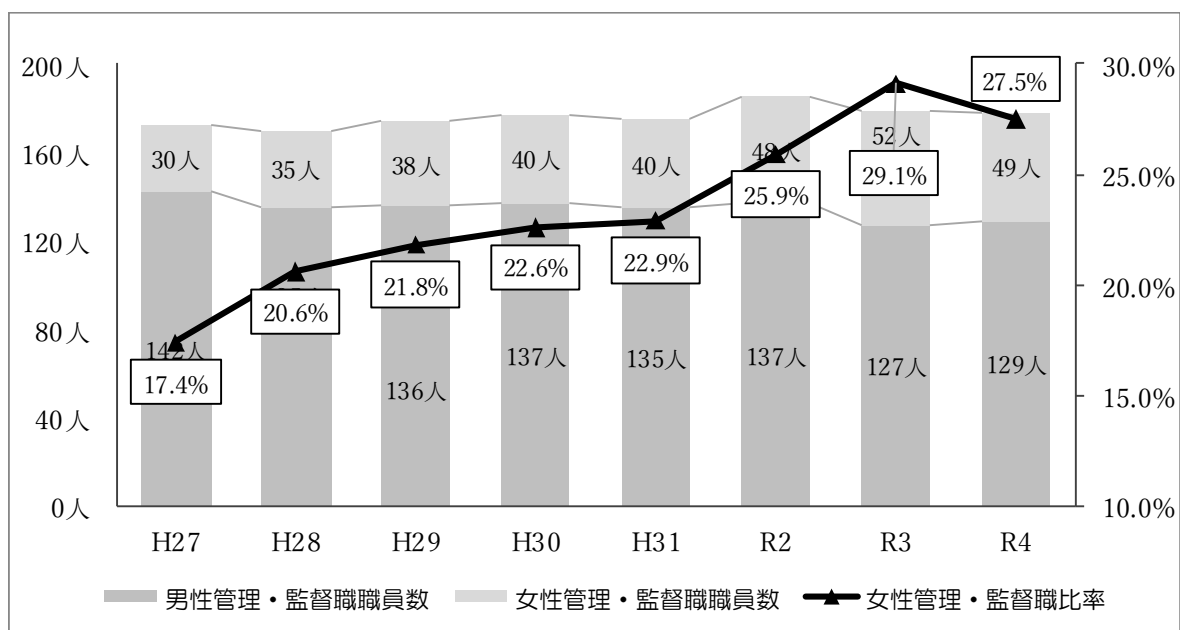
区分	NO	委員会等の名称	根拠条例等	所管課名	内訳		女性参画率
					男	女	
8 地方自治法第5条第1	1	あきる野市教育委員	地方自治法	教育総務課	3	2	40.0%
	2	選挙管理委員会	地方自治法	選挙管理委員会事務局	3	1	25.0%
	3	監査委員	地方自治法	監査委員事務局	2	0	0.0%
	4	農業委員会	地方自治法	農林課	14	0	0.0%
	5	あきる野市固定資産評価審査委員会	地方自治法	総務課	3	0	0.0%
					25	3	10.7%
地方自治法第202条の3	1	あきる野市指定管理者選定委員会	あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	企画政策課	6	1	14.3%
	2	あきる野市表彰審査会	あきる野市表彰条例	市長公室	8	0	0.0%
	3	あきる野市情報公開・個人情報保護審査会	あきる野市情報公開条例	総務課	4	1	20.0%
	4	あきる野市個人情報保護審議会	あきる野市個人情報保護条例	総務課	6	0	0.0%
	5	あきる野市行政不服審査会	行政不服審査法	総務課	4	1	20.0%
	6	あきる野市防災会議	あきる野市防災会議条例	地域防災課	33	3	8.3%
	7	あきる野市国民保護協議会	あきる野市国民保護協議会条例	地域防災課	29	0	0.0%
	8	あきる野市安全・安心まちづくり協議会	あきる野市安心・安全まちづくり条例	地域防災課	16	1	5.9%
	9	あきる野市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	保険年金課	11	2	15.4%
	10	あきる野市環境審議会	あきる野市環境基本条例	環境政策課	8	0	0.0%
	11	あきる野市都市環境審議会	あきる野市都市環境条例	環境政策課	9	1	10.0%
	12	あきる野市緑地保全審議会	あきる野市ふるさとの緑地保全条例	環境政策課	8	1	11.1%
	13	あきる野市民生委員推薦会	民生委員法	福祉総務課	12	2	14.3%
	14	あきる野市民生児童委員協議会	民生委員法	福祉総務課	33	37	52.9%
	15	あきる野市介護給付費等支給審査会	あきる野市介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例	障がい者支援課	3	2	40.0%
	16	あきる野市障がい者福祉計画推進委員会	障害者基本法	障がい者支援課	7	4	36.4%
	17	あきる野市介護認定審査会	介護保険法	高齢者支援課	16	4	20.0%
	18	あきる野市都市計画審議会	都市計画法	都市計画課	12	2	14.3%
	19	秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理審議会	土地区画整理法	区画整理推進室	10	0	0.0%
	20	青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法	生涯学習推進課	16	9	36.0%
	21	あきる野市社会教育委員の会議	社会教育法	生涯学習推進課	6	2	25.0%
	22	あきる野市文化財保護審議会	あきる野市文化財保護条例	生涯学習推進課	9	1	10.0%
	23	あきる野市スポーツ推進審議会	あきる野市スポーツ推進審議会条例	スポーツ推進課	7	1	12.5%
	24	あきる野市図書館協議会	図書館法	図書館	1	5	83.3%
					274	80	22.6%
その他条例及び要綱等	1	あきる野市男女共同参画推進市民会議	あきる野市男女共同参画推進市民会議設置要綱	企画政策課	3	3	50.0%
	2	あきる野市花いっぱい運動推進協議会	あきる野市花いっぱい運動推進協議会設置要綱	地域防災課	7	3	30.0%
	3	あきる野市環境委員会	あきる野市環境委員会設置要綱	環境政策課	14	3	17.6%
	4	あきる野市農業振興地域整備促進協議会	あきる野市農業振興地域整備促進協議会設置要綱	農林課	20	0	0.0%
	5	あきる野市認定農業者等担い手育成総合支援協議会	あきる野市認定農業者等担い手育成総合支援協議会設置要綱	農林課	10	1	9.1%
	6	あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会	あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱	福祉総務課	10	4	28.6%
	7	第8期あきる野市介護保険推進委員会	あきる野市介護保険推進委員会設置要綱	高齢者支援課	9	1	10.0%
	8	あきる野市地域包括支援センター運営協議会	あきる野市地域包括支援センター運営協議会要綱	高齢者支援課	7	2	22.2%
	9	あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議	あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	高齢者支援課	11	4	26.7%
	10	あきる野市老人ホーム入所判定委員会	あきる野市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	高齢者支援課	3	0	0.0%
	11	あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議会	あきる野市生活支援体制整備事業実施要綱	高齢者支援課	14	6	30.0%
	12	あきる野市健康づくり推進協議会	あきる野市健康づくり推進協議会設置要綱	健康課	10	9	47.4%
	13	あきる野市健康づくり市民推進委員会	あきる野市健康づくり市民推進委員会設置要綱	健康課	13	99	88.4%
	14	あきる野市自殺対策推進協議会	あきる野市自殺対策推進協議会設置要綱	健康課	9	3	25.0%
	15	あきる野市要保護児童対策地域協議会代表者会議	あきる野市要保護児童対策地域協議会設置要綱	子ども家庭支援センター	12	12	50.0%
	16	あきる野市要保護児童対策地域協議会実務者会議	あきる野市要保護児童対策地域協議会設置要綱	子ども家庭支援センター	9	12	57.1%
	17	あきる野市学校給食センター運営協議会	あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例	学校給食課	11	8	42.1%
	18	あきる野市青少年委員	あきる野市青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例	生涯学習推進課	9	7	43.8%
	19	あきる野市生涯学習市民会議	あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱	生涯学習推進課	10	2	16.7%
	20	放課後子どもプラン運営委員会	あきる野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	生涯学習推進課	11	3	21.4%
	21	あきる野市スポーツ推進委員	あきる野市スポーツ推進委員に関する規則	スポーツ推進課	7	8	53.3%
					209	190	47.6%
		合計			508	273	35.0%
その他	1	清流保全協力員	あきる野市清流保全条例	生活環境課	23	1	4.2%
	2	あきる野市廃棄物減量等推進員	あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	生活環境課	6	10	62.5%
					29	11	27.5%
		総合計			537	284	34.6%

(3) あきる野市の管理・監督職における女性職員の比率（各年4月1日現在）

ア あきる野市職員の男女比率



イ 管理・監督職における女性職員の比率



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年4月に制定し、令和3年3月に改訂した「あきる野市における女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画」において、令和7年度末までに管理（部長及び課長級職員）・監督職（課長補佐及び係長級職員）における女性の比率を、管理職は25%以上、監督職は35%以上とすることを目標に掲げ、能力向上やリーダーシップ等の手法を身につけるための各種研修への女性職員の参加を促すなどの取組を進めることとしています。

管理・監督職に就く女性職員の割合は、令和3年までは一貫して上昇しておりましたが、令和4年4月1日現在においては、管理・監督職の女性職員の割合は約

27.5%と、昨年度比で1.6ポイント低下しています。

管理職、監督職別で見ると、管理職における女性職員の割合は57人中8人の約14.0%、監督職における女性職員の割合は121人中41人の約33.9%となっており、それぞれ数値目標に達していません。

また、職員全体のうち、女性が占める割合は、令和4年においては35.3%と、0.3ポイント上昇しております。

4 進捗状況に対する担当課の評価

【 事業実施に係る評価基準 】

- A：課題解決のための施策に対する事業を十分に実施できた。
- B：課題解決のための施策に対する事業はおおむね実施できた。
- C：課題解決にはさらに工夫や改善が必要。
- D：未実施

【 男女共同参画の視点からの評価基準 】

- A：大きな効果があった。
- B：効果があった。
- C：あまり効果がなかった。
- D：まったく効果がなかった。

基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護

男女が共に人権を尊重し、すべての人が安心して暮らせる社会を実現するため、あらゆる暴力の根絶を目指して取組を進めます。

課題1 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

特に、女性に対する暴力は、性別に関わる固定的な意識や男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題が存在する 경우가多く、男女共同参画社会の形成を妨げる要因の一つとなっています。また、配偶者等からの暴力だけでなく、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ストーカー行為、性暴力、児童虐待や高齢者虐待など、あらゆる暴力の防止に向け、様々な機会を捉えて取り組んでいく必要があります。

施策1 配偶者等からの暴力などの根絶

配偶者等からの暴力などの根絶に向け、情報の周知や意識の啓発に取り組めます。

NO 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等、法律の周知・啓発					
事業内容					担当課:子ども家庭支援センター
ホームページやDV周知・啓発カードなどを活用し、DV防止法やストーカー規制法に関する周知・啓発及び相談窓口等の周知を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	市ホームページを活用した周知の外、庁舎及びあきる野ルピアのトイレの個室に市の相談窓口を記載したものを掲示するなど、相談窓口の周知を図った。	B	B	広く周知することで、加害者が相談窓口を知ってしまうことが想定されるため、支援が必要な方へのより良い周知の仕方について検討していく必要がある。	継続して実施する。
事業内容					担当課:企画政策課
ホームページやポスター等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の周知・啓発を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	国や東京都等が作成したポスター及びチラシを公共施設に設置したほか、市ホームページを通して、周知と啓発を図った。新型コロナウイルス対策のためイベントが中止となり、対面での周知を図る場がなかった。	C	C	ポスター等の掲示や市ホームページでの周知については、より支援を必要としている人に情報が届くよう、配布先等の実績を把握する必要がある。	設置場所等を工夫し、継続して実施する。広報あきる野など、多くの人が目にする媒体を積極的に活用する。設置したチラシ等の配布先と部数について、記録をとる。

NO 2 障害者虐待防止法の周知・啓発					
事業内容					担当課:障がい者支援課
広報紙やホームページ、市窓口等における広報に加え、関係機関との研修等を通して、障害者虐待防止法の周知を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
新規	障がい者虐待防止の周知・啓発を目的に、障がい者虐待防止に関する記事を広報あきる野に掲載した。障害福祉サービス等事業所に対し、書面による虐待防止調査を実施した。	A	B	事業実施に関する課題は特になし。障がい者虐待への対応は、幅広い虐待防止に寄与するものであるが、障害福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	障害福祉サービス等事業所への虐待防止に関する調査を継続する。一般市民への周知は、広報掲載や障がい者虐待防止のパンフレットの配置等を行う。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果なかった、D まったく効果なかった

NO 3 事業名 高齢者虐待防止法の周知・啓発				
事業内容				担当課:高齢者支援課
市及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待に関する相談窓口の普及啓発を図る。				
令和3年度				令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	
新規	高齢者虐待の相談窓口を広報あきる野及び市ホームページにより周知した。令和3年度中に29件の高齢者虐待通報に対応した。また、高齢者虐待防止ネットワーク会議（書面開催）にて虐待事例の情報共有を図った。	B	B	虐待の防止及び早期発見には、民生委員及び介護保険事業者も重要な位置にあるため、周知を図っていく必要がある。
				継続して普及啓発に取り組む。

NO 4 事業名 生命尊重の視点に立った指導の充実				
事業内容				担当課:指導室
生命尊重や男女平等についての理解を深めるための教材の工夫及び指導計画の作成について、指導と助言を行う。				
令和3年度				令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	
継続	人権教育推進委員会は、新型コロナ対策のため動画配信による研修を実施した。若手教員研修を中心に生命尊重や男女平等について特別の教科道徳で扱い、教職員研修センターの先生や管理職から指導・助言をした。	B	B	新型コロナ対策のため動画配信による研修を実施した。今後の情勢を踏まえ、新型コロナ対策を講じた上で実施していく。
				新型コロナ対策を講じながら、「人権の花運動」等を活用し、人権教育推進委員会の実施を通して、教材の工夫や指導計画の作成について指導・助言を行う。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策2 配偶者等からの暴力などによる被害者の保護

被害者の迅速な安全確保と相談窓口の充実を図ります。

NO 5 事業名 人権、母子及び父子等の相談窓口の充実					
事業内容				担当課:市民課	
人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談の充実を図る。また、性的マイノリティ※に関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	定例相談（市役所及び五日市出張所）及び特設相談（あきる野ルピア）を実施した。また、人権週間に啓発資料の配置など人権尊重意識の高揚に努めた。	B	B	人権尊重意識を広く浸透させることに課題がある。	継続して実施する。
事業内容				担当課:子ども家庭支援センター	
社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子及び父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導のための相談体制の充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	相談件数 862件（延1,412件） ※うち、DV相談 延81件	B	B	相談者の話を聴き、問題解決に向けて取り組んでいるが、相談者の希望に沿った支援ができない場合もある。	継続して実施する。

※性的指向が同性に向く人もしくは両性に向く人や、生物学的な性と性自認が一致しない人などを表す言葉。セクシュアル・マイノリティやLGBTとも。

NO 6 事業名 母子等緊急一時保護の充実及び被害者の自立支援の推進					
事業内容				担当課:子ども家庭支援センター	
被害を受けた母子の身の安全を確保する緊急一時保護の充実を図る。また、被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、関係機関等と連携を図り、自立に向けた様々な支援を行う。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	必要に応じて、身の安全を確保するための緊急一時保護を実施した。	B	B	特になし。	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 7 障害者虐待防止センターの運営					
事業名			障害者虐待防止センターの運営		
事業内容			担当課:障がい者支援課		
虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、24時間対応を行う「障害者虐待防止センター」を運営することにより、障がい者虐待の防止及び養護者の支援を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
新規	障がい者虐待の届出・通報受理、受理後の障がい者の安全・事実確認、障がい者及び養護者の相談・指導及び助言、障がい者虐待防止の普及啓発を市担当課と連携し、実施した。	A	B	事業実施に関する課題は特になし。障がい者虐待への対応は、幅広い虐待防止に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	継続して、障害者虐待防止センターを運営し、障がい者虐待の防止や迅速な虐待対応ができる体制を維持する。

NO 8 庁内の関係部署による連絡会の設置					
事業名			庁内の関係部署による連絡会の設置		
事業内容			担当課:企画政策課		
庁内の関係部署による連絡会を設置し、市内における配偶者等からの暴力などの情報の共有及び連携を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	新型コロナ対策のため、開催しなかった。	C	C	DV被害者支援マニュアルについて、実務担当者の運用上生かされているか、関係する部署の全ての職員に周知されているか、把握する必要がある。	DV被害者への対応等に関する現状を把握するため、連絡会を開催する。 連絡会の参加の有無にかかわらず、全ての職員への周知を図り、庁内におけるDV被害者対応の連携を強化する。 各課におけるDV被害者支援マニュアルの活用状況等を把握するため、子ども家庭支援センターと連携し、DV被害者支援マニュアルの運用方法（研修の実施等）について検討を進める。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策3 ハラスメント防止のための啓発

ハラスメントの防止に向け、様々な機会を通じて情報提供や意識の啓発に取り組むとともに、問題の早期発見・早期解決のため、相談体制の充実を図ります。

NO 5 事業名 (再掲) 人権、母子及び父子等の相談窓口の充実					
事業内容					担当課:市民課
人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談の充実を図る。また、性的マイノリティ※に関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	定例相談（市役所及び五日市出張所）及び特設相談（あきる野ルピア）を実施した。また、人権週間に啓発資料の配置など人権尊重意識の高揚に努めた。	B	B	人権尊重意識を広く浸透させることに課題がある。	継続して実施する。
事業内容					担当課:子ども家庭支援センター
社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子及び父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導のための相談体制の充実を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	相談件数 862件（延1,412件） ※うち、DV相談 延81件	B	B	相談者の話を聴き、問題解決に向けて取り組んでいるが、相談者の希望に沿った支援ができない場合もある。	継続して実施する。

NO 9 事業名 男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発					
事業内容					担当課:職員課
セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	東京都市町村職員研修所で実施の新任係長及び新任課長を対象としたハラスメント防止研修に、17人を派遣した。 係長 11人 課長 6人	B	B	新型コロナ対策を講じながらの独自研修の実施について、検討する必要がある。	職員の派遣を実施するとともに、独自研修の実施について検討する。
事業内容					担当課:商工振興課
セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止に向け、市内事業所に対して意識啓発を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで、普及啓発を図った。	B	B	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るためには、行政による継続的な促進策が必須と言える。今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。	継続して実施する。
事業内容					担当課:企画政策課
セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	国や都から講演会等のチラシが提供された際には、企画政策課窓口を設置掲示している。	B	B	市民が企画政策課窓口において、チラシ等を目に入れたり、手に取る機会は少ない。このため、チラシ等の設置、掲示場所について、工夫する必要がある。	設置場所等を工夫し、継続して実施する。 適当な大きさのポスターや十分な量のチラシが提供された際には、1階にも設置・掲示してもらうよう心がける。 設置したチラシ等の配布先と部数について、記録をとる。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 10 事業名 青少年健全育成活動の充実					
事業内容				担当課:生涯学習推進課	
非行防止のパトロールや不健全図書類に関する店舗立ち入り調査など、青少年の健全育成活動を通じ、ハラスメントの防止に努める。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	青少年健全育成地区委員会を中心に、非行防止のパトロールや児童の登下校の見守りを行うとともに、青少年顕彰ふるさと委員会から6名が東京都青少年健全育成協力員として活動し、市内の図書販売店舗において不健全図書類の陳列状況等について立ち入り調査を行い、青少年の健全育成を図った。	B	B	不健全図書の店舗立ち入り調査員の確保が課題となっている。	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

課題2 男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図るためには、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくことが重要です。また、家庭や地域において、男性重視の慣行を改め、男性も女性も社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画するには、それを可能とする教育、学習機会が必要です。性別・年代に関わりなく男女平等意識を醸成するため、学習機会の提供に努めるなど、男女共同参画に係る意識啓発及び教育活動をより推進していく必要があります。

施策1 男女共同参画に係る意識啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画を進めるため、家庭、地域等、様々な場を活用し、意識啓発に取り組みます。

NO 11 事業名 男女共同参画に関する啓発活動の推進					
事業内容					担当課:企画政策課
男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参画の 視点からの評価	課題	
継続	男女共同参画について、ホームページに掲載し、男女共同参画意識の啓発を図った。 広報あきる野6月15日号に男女共同参画週間についての記事を掲載した。	B	B	隔年で実施する市民アンケート調査の結果をみると、男女共同参画そのものについての認知は進んでいるが、実生活においては男女平等ではないと感じる市民が多い。より一層の周知・啓発に取り組む必要がある。	継続して広報あきる野や市ホームページを用いて男女共同参画について周知・啓発を図るほか、国や都のセミナー等についても積極的に参加してもらえよう周知に努める。 また、都の情報発信サイト等を活用し、情報発信力を高める。

NO 12 事業名 男女平等の視点に立った各種講座等の充実					
事業内容					担当課:生涯学習推進課
男女平等の視点に立った公民館における各種講座等の充実を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参画の 視点からの評価	課題	
継続	中央公民館主催事業 市民大学「男性の料理教室」 退職後の男性の食の自立と家事分担ができるようになることを目指して実施する予定であったが、新型コロナ対策のため中止とした。	D	D	料理に関する技術を学習するだけでなく、退職後の男性の食の自立や家事分担などの男女平等の意識醸成のため、さらに働きかけていく必要がある。	中央公民館主催事業 市民大学「男性の料理教室」 退職後の男性の食の自立と家事分担ができるようになることを目指して、実施する予定である。

NO 13 事業名 女と男のライフフォーラムの実施					
事業内容					担当課:生涯学習推進課
公募による実行委員会を組織し、互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参画の 視点からの評価	課題	
継続	第23回女と男のライフフォーラムinあきる野 テーマ「きっと毎日が楽しくなる！～心地いい家族のカタチ～」 実施予定日 3月26日 講師 山田亮（家事ジャーナリスト、スーパー主婦） 実行委員 8人（7回開催） ※新型コロナ対策のため中止	D	D	男女共同参画社会の実現に向け、その必要性について、より多くの市民に意識醸成・意識啓発を進めていく必要がある。	第23回女と男のライフフォーラムinあきる野を実施する予定である。企画・運営については、実行委員会により男女共同参画プランを基に実施していく。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策2 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、学校教育等において様々な機会を捉え、継続的な男女平等に関する意識啓発と教育に取り組みます。

NO 14 事業名 学校における人権教育の推進					
事業内容					担当課:指導室
各学校において人権教育全体計画と年間指導計画を作成し、各教科や特別の教科である道徳、特別活動等を通して人権教育の充実を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	「人権の花運動」や「人権作文コンテスト」等の体験活動を通して、学習指導要領「特別活動編」にキャリア教育が含まれている。特別活動を中心に教育課程に位置づけ系統的に能力の向上を図っていく。	B	B	各教科や特別の教科道徳、特別活動等を通して人権教育の充実をさらに図るため、人権教育推進委員会を新型コロナ対策を講じて、実施していく。	各学校の人権教育全体計画と年間指導計画に基づき、各教科等での確実な実施と、人権教育の充実を図る。

NO 15 事業名 人権教育推進のための指導の充実					
事業内容					担当課:指導室
人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、指導の充実を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	人権教育推進委員会では、各学校から代表に年間2回、動画配信による研修を受講して、各学校で還元をした。	B	B	動画配信による研修だけでなく、実際の学校の実態に応じた指導を学校訪問時等で実施していく必要がある。	人権教育担当指導主事連絡会では、集合研修等を通して、「人権プログラム」（学校教育編）やいじめ総合対策【第2次・一部改定】等の理解を深め、学校に還元していく。

NO 16 事業名 道徳教育の充実					
事業内容					担当課:指導室
学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の豊かな心を育むことを目的に実施する道徳教育の充実を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	道徳授業地区公開講座は、新型コロナ対策のため、書面開催するなどして、工夫して取り組み、家庭や地域に対し、各学校で重点としている道徳的価値を啓発した。	B	B	新型コロナ対策のため、家庭及び地域との連携を十分に図れなかった。今後は感染対策を講じて連携の充実を図る。	感染状況に応じて、新型コロナ対策等を講じながら、学校・家庭、地域とが工夫して連携する機会を設け、道徳教育の充実を図る。

NO 17 事業名 人権課題である性同一性障害等に関する理解の促進					
事業内容					担当課:指導室
性同一性障害や性的マイノリティに係る支援に関し、人権プログラム（学校教育編）など、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員における理解の促進を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	特別の教科道徳等を通して、性的同一性障害や性的マイノリティの理解教育を進めてきた。東京都から年間3回、人権教育資料センター通信を各学校に配布、情報提供し、教職員における理解の促進を図った。	B	B	性同一性障害や性的マイノリティの理解が進む一方で、人権侵害等、喫緊の課題や地域の実態に応じた課題もあるので、多面的に人権課題について理解の促進を図りたい。	生活指導主任等や指導室訪問等で「人権教育プログラム（学校教育編）」等を活用し、教職員における理解の促進を図る。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

課題3 生涯を通じた健康支援

男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上での基本となります。特に、女性は妊娠出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要です。

このことから、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようにするため、健康教育の充実や相談体制の整備など、支援策の構築に取り組みます。

施策1 性差に応じた健康支援

男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう、性差に応じた健康支援を行います。

NO 18 事業名 健康に関する情報提供及び意識啓発の推進					
事業内容					担当課:健康課
健康手帳の交付、訪問指導、健康教育の実施など、健康に関する情報提供や意識啓発を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	健康手帳の交付：2,003冊 新型コロナ対策のため、対面による健康教育は見合わせた。 チラシやホームページ、メール配信にて、脳卒中予防や熱中症、望ましい食生活等について情報提供し、意識啓発を図った。	A	B	若い世代や無関心層への健康の意識づけが課題である。	継続して実施する。 対面での健康教育は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じながら実施する。

NO 19 事業名 がん検診の充実					
事業内容					担当課:健康課
がん検診を充実し、がんの早期発見・早期治療を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診を市内在住者を対象に実施した。	A	B	他市と比べ、受診率が高い水準で維持しているものの、東京都の目指す受診率50%に届いていない。	継続して実施する。新型コロナ対策の観点から、制限が掛かることもある中、受診者が受診しやすい環境の整備に努める。

NO 20 事業名 健康相談の充実					
事業内容					担当課:健康課
保健相談や栄養相談等、心身の健康に関する健康相談の充実を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	市役所及び五日市ファインプラザで定期的に相談を実施した。 また、電話、窓口等においても相談を受け付けた。新型コロナ対策のため、健康のつどいは中止とした。 実施回数 196回 相談者数 237人	A	A	誰もが気軽に相談できる体制、健康への意識づけの構築・工夫が必要である。	新型コロナ対策を講じながら、継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策2 母性保護と母子保健の充実

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、男女が互いに理解するとともに、母性保護に向けた環境づくりと啓発活動の推進及び妊産婦に対する保健指導や健康診査の実施等、母子保健事業の充実を図ります。

NO 21 事業名 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の啓発					
事業内容					担当課:健康課
妊娠や出産について女性の自己決定権が十分尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	夫婦が協力して出産、子育てをする知識を得るため、体験を通して親になる心の準備ができるよう、また、子育て支援となる資源を知り、仲間・地域とのつながりの必要性を理解してもらうために母親学級（両親学級）を実施した。（令和3年度も引き続き新型コロナ対策のため、4、5月の2学級を中止、7月からプログラムの縮小や入れ替え制などによって実施した。）	B	B	父親の育児参加は増加している一方、父親の育児の理解度、意識が低い場合がある。出産前から父親の育児参加の意識づけを図ることが必要である。	新型コロナ対策を講じながら、継続して実施する。 母親学級（両親学級）に夫婦で参加できるよう、引き続き、周知を図っていく。
事業内容					担当課:企画政策課
妊娠や出産について女性の自己決定権が十分尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	国際女性デー（3月8日）に合わせ、市ホームページに国際女性デーに係るページとリプロダクティブ・ヘルス/ライツに係るページを作成、相互リンクを貼り、公開した。 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに係るページについては、通年掲載とする。 広報あきる野への掲載は行わなかった。 【市ホームページ閲覧数（PC閲覧のみ）】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ「性と生殖に関する健康と権利」について考えてみませんか？ 586件 3月8日は「国際女性デー」です62件	B	B	市ホームページによる啓発効果を把握することは難しい。市ホームページ以外の媒体による啓発についても検討する必要がある。	継続して実施する。 市ホームページへの掲載のほか、広報あきる野への掲載についても検討する。

NO 22 事業名 両親学級の充実					
事業内容					担当課:健康課
両親学級を開催し、家族に対しても妊婦や乳児の健康管理と正しい知識の普及に努める。					
令和3年度					令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	課題	
継続	3日制の平日コースと、半日制の土曜コースを実施した。 1 平日コース（3日制） 5学級 受講者数 84人 2 土曜コース 4学級 受講者数 71人 （令和3年度も引き続き新型コロナ対策のため、4、5月の2学級を中止、7月からプログラムの縮小や入れ替え制などによって実施した。）	B	B	仕事等で参加できない父親に対する対応について、参加しやすい場の提供が必要である。	新型コロナ対策を講じながら、継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 23 事業名 妊娠・出産に関する健康支援					
事業内容			担当課:健康課		
妊娠経過の確認と妊娠の身体異常の早期発見や健康保持・増進の充実を図る。また、出産後に新生児訪問を実施し、育児に関する悩みや産後の体調などの相談支援を行う。					
令和3年度				令和4年度 実施予定内容	
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価		課題
継続	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するために、妊婦面接、妊婦訪問、妊婦健康診査（助成券の配布）を実施した。 また、出産後、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問を実施した。	A	B	長期の里帰り出産を行っている市民や若年妊婦の出産や経済的に困窮する家庭の支援に課題がある。	新型コロナ対策を講じながら、継続して実施する。

NO 24 事業名 先天性風しん症候群対策風しん予防接種の実施					
事業内容			担当課:健康課		
妊娠前の女性を対象に、風しんによる妊娠中の発病予防や胎児への影響を予防するため、抗体検査を実施し、低抗体者に対して、風疹の予防接種を行う。					
令和3年度				令和4年度 実施予定内容	
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価		課題
継続	妊娠を希望又は予定する女性とその同居者、妊婦の同居者に抗体検査を実施し、低抗体者には風しんの予防接種を実施した。	A	A	対象者となる人が事業を活用できるように、周知を行う必要がある。	継続して実施する。 広報あきる野や市ホームページなどで周知を図っていく。

NO 25 事業名 育児相談の充実					
事業内容			担当課:健康課		
乳幼児期における子育てに関する相談の充実を図る。					
令和3年度				令和4年度 実施予定内容	
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価		課題
継続	乳幼児を持つ保護者を対象に、個別に育児相談を実施した。 (令和3年度も引き続き新型コロナ対策のため、人数や相談時間を縮小して実施した。) 実施回数 36回 (相談者数 延べ 394人)	A	B	子育て支援が多方面から充実化されてきているが、利用者の増加を図るために利用しやすい場を提供する必要がある。	新型コロナ対策を講じながら、継続して実施する。

NO 26 事業名 母子健康手帳の交付と面談の実施					
事業内容			担当課:健康課		
妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。また、母子共に保健指導が受けやすく、子育ての不安や悩みについて身近に気軽に相談できる体制づくりを進めるため、母子健康手帳の交付時に保健師等との面談を実施する。					
令和3年度				令和4年度 実施予定内容	
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価		課題
継続	妊娠された方に妊娠・出産の経過、子どもの発育状況、健康診査、予防接種等を記録する母子健康手帳や手引書、妊婦健康診査受診票、出生通知票などが入った「母と子の保健バッグ」を保健師等が面接し交付した。 妊娠届受理件数 404件	A	A	妊婦面談は、あきる野ルビアと本庁舎のみで行っているため、五日市出張所、増戸連絡所に妊娠届を提出された方については、母子健康手帳交付時ではなく後日の実施となっている。	新型コロナ対策を講じながら、継続して実施する

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり

女性活躍推進法の趣旨に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

また、女性も男性も持てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保されるようワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。

課題1 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正などにより、男女が性別により差別されることなく、その個性と能力を十分に発揮できる雇用環境へと改善が進められています。しかしながら依然として、従来の固定的な性別役割分担意識により、希望する働き方の選択肢は限られています。

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が能力等を発揮できるよう、様々な支援に取り組みます。

施策1 男女の雇用機会と待遇の均等確保

男女が職場においてその個性や能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の改善に取り組みます。

NO 9 (再掲) 男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発					
事業名					事業内容
					担当課:職員課
セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	東京都市町村職員研修所で実施の新任係長及び新任課長対象としたハラスメント防止研修に、17人を派遣した。 係長 11人 課長 6人	B	B	新型コロナ対策を講じながらの独自研修の実施について、検討する必要がある。	職員の派遣を実施するとともに、独自研修の実施について検討する。
事業内容					担当課:商工振興課
セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止に向け、市内事業所に対して意識啓発を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで、普及啓発を図った。	B	B	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るためには、行政による継続的な促進策が必須と言える。今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。	継続して実施する。
事業内容					担当課:企画政策課
セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	国や都から講演会等のチラシが提供された際には、企画政策課窓口を設置掲示している。	B	B	市民が企画政策課窓口において、チラシ等を目に入れたり、手に取る機会は少ない。このため、チラシ等の設置、掲示場所について、工夫する必要がある。	設置場所等を工夫し、継続して実施する。 適当な大きさのポスターや十分な量のチラシが提供された際には、1階にも設置・掲示してもらう心がける。 設置したチラシ等の配布先と部数について、記録をとる。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 27 育児・介護休業制度の普及・啓発					
事業名					
事業内容				担当課:職員課	
職員に対し、育児・介護休業制度の普及と啓発に努める。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	対象職員及び所属長に対し、適宜、説明を行い、「あきる野市特定事業主行動計画」で定める育児休業の取得率数値目標と同等の数値を達成した。	B	B	制度を利用したい職員が安心して休暇を取得できるよう、職場の中で業務分担を見直すなど、引き続き環境づくりを進めていく必要がある。	継続して実施する。
事業内容				担当課:商工振興課	
市内事業所に向け、育児・介護休業制度の普及と啓発に努める。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで、普及啓発を図った。	B	B	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るためには、行政による継続的な促進策が必須と言える。今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。	継続して実施する。

NO 28 パートタイム労働等に関する情報の収集・提供					
事業名					
事業内容				担当課:商工振興課	
パートタイム労働等の労働条件向上のため、情報収集や提供に努める。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで、普及啓発を図った。	B	B	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るためには、行政による継続的な促進策が必須と言える。今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。	継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 29 事業名 労働相談の充実と周知					
事業内容				担当課:市民課	
市民相談の一環として、労働に関する法や制度等の相談を実施する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	市民相談の一環として、労働に関する相談を実施するとともに、東京都労働相談情報センターなどの相談窓口を紹介した。	B	B	労働相談に関する情報の周知に課題がある。	継続して実施する。
事業内容				担当課:商工振興課	
労働相談の充実と周知に努める。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで、普及啓発を図った。	B	B	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るためには、行政による継続的な促進策が必須と言える。今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。	継続して実施する。

NO 30 事業名 啓発活動の推進					
事業内容				担当課:商工振興課	
商工業等の自営業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供に努める。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで、普及啓発を図った。	B	B	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るためには、行政による継続的な促進策が必須と言える。今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。	継続して実施する。
事業内容				担当課:農林課	
農業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供に努める。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	新型コロナの感染拡大に伴い、各種セミナーやフォーラムが中止になったが、各種パンフレットの配布など情報提供を行った。	B	B	コロナ渦にあつて、女性からの就農に関する問合せが増加している中、いかに就農に結びつけるかを関係機関と検討する必要がある。	関係機関と連携しながら継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 31 事業名 個人にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実					
事業内容				担当課:指導室	
学校教育において、自己の生き方を考える指導を推進し、個に応じた望ましい進路選択ができる能力の向上を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	学習指導要領「特別活動編」にキャリア教育が含まれている。特別活動や総合的な学習を中心に教育課程に位置づけ系統的に能力の向上を図っていく。また、動画クリップを作成・教材化し、授業で活用した。	B	B	小学校、中学校において系統的な学習を実施することが大切であるため、小学校、中学校、その先の進路も含めた内容に取り組んでいく。	「小学校キャリア教育の手引き(改訂版)」や「中学校キャリア教育の手引き」を活用し、研修を実施し、職業観や勤労観を育む学習を実施する。

NO 32 事業名 あきる野市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画等の推進					
事業内容				担当課:職員課	
特定事業主行動計画を推進するとともに、公表を行う。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	男女別の育児休業取得率、男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率など8項目を公表した。	B	B	女性の育児休業の取得率は100%だが、男性の育児休業等については、当該男性の家庭等の個別の事情により取得状況が異なるため、およそ30%の取得率となった。	職員からの妊娠の申出があった際に諸制度の説明を行い、男性職員に対する声かけを密に行い、出産支援休暇等の取得率を上げる。また、女性職員の管理・監督職への登用を進める。

施策2 女性の能力発揮と職業能力開発の支援

就職や再就職、起業等について、能力開発の支援や情報提供に取り組みます。

NO 33					
事業名 就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集・提供					
事業内容			担当課 :商工振興課		
就労の際に役立つ情報の収集や提供に努める。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	国、東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設に設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで、普及啓発を図った。また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにハローワークの求人情報端末を設置し、就労情報コーナーを設けて情報提供を図った。	B	B	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るためには、行政による継続的な促進策が必須と言える。今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。また、Bi@Staにおいて就労情報が取得できることを広くPRしていく必要がある。	継続して実施する。また、Bi@Staとハローワーク等が共催で就労セミナーを実施する機会を設けることにより、就労機能の周知に努めていく。

NO 34					
事業名 起業に関する支援					
事業内容			担当課 :商工振興課		
女性の起業活動への支援を検討する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	国、東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設に設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで、普及啓発を図った。また、Bi@Staの創業支援事業の一環として、必要に応じて情報提供を行った。	B	B	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るためには、行政による継続的な促進策が必須と言える。今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。また、Bi@Staの知名度向上が課題である。	継続して実施する。また、Bi@Staにおいて創業セミナー等を実施することにより、周知・PRを図る。

NO 35					
事業名 空き店舗活用の支援					
事業内容			担当課 :商工振興課		
起業を目指す女性を支援するため、空き店舗等の情報提供を行い、活用促進を図るとともに、起業家を支援する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	Bi@Staの創業支援事業の一環として、必要に応じて情報提供を行ったほか、商店街リノベーション支援事業の一環として、空き物件調査及び空き物件ツアーを実施し、当該エリアでの創業支援を行った。	B	B	使われていない物件は多数存在するが、オーナーとの調整等が難しく、貸し出し可能な物件が少ない。	継続してBi@Staと連携しながら実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 36					
事業名 母子家庭等への自立支援給付費の支給					
事業内容				担当課:子ども家庭支援センター	
母子家庭等の母親等の就業に際して、職業スキルの向上等、主体的な能力開発を支援する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 12件 高等職業訓練修了支援金 5件	B	B	特になし。	継続して実施する。

NO 37					
事業名 ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実					
事業内容				担当課:子ども家庭支援センター	
ひとり親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する事業の充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	利用件数 2件 (延べ44日)	B	B	利用件数を増加させるため、従前より継続的に周知をしている。親のみならず子どもに対する各種の支援時においても、当該支援が必要な世帯には声かけをしている。しかしながら、当該事業を委託できる事業者が少ない。	継続して実施する。

課題2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

男性も女性も、一人一人が、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各人のライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していくことが求められています。

「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、取組を進めていきます。

施策1 ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

NO 38 事業名 ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発					
事業内容				担当課:商工振興課	
市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	国、東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設に設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで普及啓発を図った。 また、あきる野商工会を通じ、市内認定事業者の取組について広く周知を行った。	B	B	チラシの配布等による実質的な効果を測定することは困難だが、意識啓発を図るためには、行政による継続的な促進策が必須と言える。今後、より効果的な啓発を行うためにも、セミナーによる直接的な周知との連動など、複合的な施策展開について検討する必要がある。	継続して実施する。
事業内容				担当課:職員課	
職員に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	ノー残業デーの周知及び週休日の振替（休日の代休を含む。）の取組を促進した。	B	B	新型コロナウイルス対応に当たる特定部署（職員）の負担が大きくなる傾向が見られた。	勤怠管理等に係る適切な助言等を行うため、職員の流動対応や会計年度任用職員の任用に加え、テレワークや時差出勤等の勤務形態等について提案するなど、継続して実施する。
事業内容				担当課:企画政策課	
国や東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	国や都から提供のあったセミナー等のチラシを企画政策課カウンターに設置したほか、商工振興課に提供した。	B	B	市民が企画政策課窓口において、チラシ等を目に入れたり、手に取る機会は少ない。このため、チラシ等の設置、掲示場所や情報発信の方法について、工夫する必要がある。	設置場所等を工夫し、継続して実施する。 適当な大きさのポスターや十分な量のチラシが提供された際には、1階に設置・掲示してもらうよう心がける。 設置したチラシ等の配布先と部数について、記録をとる。 また、都のライフ・ワーク・バランスに関する情報発信サイトやfacebookを活用し、情報発信力を高める。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 39 事業名 ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知・啓発				
事業内容				担当課:商工振興課
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所として認定された事業所について、あきる野商工会を通じてその取組内容を周知し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図る。				
令和3年度				令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	
継続	国、東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設に設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで普及啓発を図った。また、あきる野商工会を通じ、市内認定事業者の取組について広く周知を行った。	B	B	継続して実施する。
事業内容				担当課:企画政策課
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内事業所を認定し、広報紙等でその取組内容を周知し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図る。				
令和3年度				令和4年度 実施予定内容
区分	事業実績	①実績に係る 評価	②男女共同参 画の視点から の評価	
継続	広報あきる野4月15日号及び市ホームページにおいて、令和2年度に認定した事業所の認定式に関する記事を掲載した。(令和3年度は新型コロナ対策のため、周知については縮小して実施した。) 令和3年度認定事業所 0社	B	B	認定事業に関する周知及び認定済み事業所に関する周知を継続して実施する。既に認定された事業所については、再度、取組状況を把握し、市ホームページにおいて周知を行う。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

施策2 子育て支援及び介護支援による家庭生活との両立

男女が共に育児や介護と家庭、仕事の両立ができるよう、子育て支援に関する事業や介護保険サービス等の充実を図ります。

NO 37 事業名 (再掲) ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実					
事業内容				担当課:子ども家庭支援センター	
ひとり親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する事業の充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	利用件数 2件 (延べ44日)	B	B	利用件数を増加させるため、従前より継続的に周知をしている。親のみならず子どもに対する各種の支援時においても、当該支援が必要な世帯には声かけをしている。しかしながら、当該事業を委託できる事業者が少ない。	継続して実施する。

NO 40 事業名 子育て支援ネットワークの充実					
事業内容				担当課:子ども政策課	
地域全体できめ細かな子育て支援ができるネットワークの充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	男女が共に育児と仕事の両立ができるよう、子育て支援ガイドブックや「子育て応援サイトのキッズ」等により子育て支援情報を発信した。 1 あきる野市子育て支援ガイドブック2020更新一覽 発行部数 5,000部 (2年分) 2 子育て応援サイトのキッズ アクセス件数 111,891件 3 子育て応援アプリのキッズ アプリダウンロードユーザー数 1,374人 (令和4年3月末時点)	B	B	子育て支援ガイドブックについては、より広く活用していただけるように、今後、配布先や配布部数など配布方法の検討を行う必要がある。	継続して周知方法等を工夫しながら、子育て支援情報を発信する。子育て支援ガイドブックについては、令和4年度に新たなガイドブックを発行する。子育て応援サイトやアプリについては現状分析を行い、プッシュ通知など有効な機能の活用について検討する。
事業内容				担当課:子ども家庭支援センター	

地域全体できめ細かな子育て支援ができるネットワークの充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	1 るのキッズ通信 発行回数4回 (各回700部発行) *ホームページ閲覧可 2 子育て応援メール 月2回配信 登録者数3,242件 (令和3年度末) 3 連絡会、交流会の開催 (新型コロナ対策のため中止) 4 グループ活動の場の提供及び図書貸し出し	B	B	特になし	継続して実施する。

NO 41 事業名 ファミリー・サポート・センターの運営の充実					
事業内容				担当課:子ども家庭支援センター	
地域で育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織であるファミリー・サポート・センターの運営の充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	1 講習会、意見交換会及び会員交流会を実施した。(土曜日開催も含む) 2 登録者数 762人 (1)提供会員数 200人 (2)依頼会員数 550人 (3)両方会員数 12人 3 活動件数 863件	B	B	提供会員の高齢化に加え、新規提供会員の登録が頭打ちとなっているため、人員確保と資質の向上が必要である。	継続して実施する。市ホームページでの周知やイベント等でのチラシの配布など、多くの人が目にする媒体を積極的に活用し、事業の周知・啓発を図る。

①事業実施に係る評価:A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価:A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 42 事業名 乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施					
事業内容				担当課:子ども家庭支援センター	
保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業を実施する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度 実施予定内容
継続	乳幼児ショートステイ事業 実施施設 東京恵明学園(1か所) 定員 0歳から2歳 5人 3歳から5歳 5人 利用者実人数 37人(延べ88日) 乳幼児一時預かり事業(一般型) 登録人数 90人 延べ利用人数 422人 利用時間単位の総数 1,011枠	B	B	乳幼児ショートステイ事業 ひとり親世帯などの子どもが体調不良などで緊急時に全く連絡が取れない場合、受入れ困難としているが、対応を検討する必要がある。 乳幼児一時預かり事業 利用件数を増加させるため、周知方法を検討する必要がある。	乳幼児のショートステイ事業については、365日通年での利用が可能となっている。 また、令和4年度から、小学生対象のショートステイ事業を市内協力家庭に委託し、実施する。 乳幼児一時預かり事業については、継続して実施する。広報あきる野や子育て応援メールのほか、乳幼児健診などで事業の周知・啓発を図り、利用者の増に繋げる。
事業内容				担当課:保育課	
保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児一時預かり事業を実施する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度 実施予定内容
継続	私立保育園12園、認証保育所2園で実施した。 利用人数 : 延べ164人 4時間以内 : 延べ 33人 4時間以上 : 延べ131人	B	B	認証保育所が実施に加わったことにより、利用者の増加に繋がったが、依然として私立保育園は空きスペース等を利用するため、全てのニーズに対する確保が難しい。	継続して実施する。

NO 43 事業名 病児・病後児保育の実施					
事業内容				担当課:子ども家庭支援センター	
保育所に通所中の児童等が、病気で通所できないとき、又は病気の回復期にあり、集団保育が困難なときに、施設で一時的に預かる事業を実施する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度 実施予定内容
継続	病児・病後児保育事業 新規登録人数 75人 延べ利用人数 190人	B	B	子育てと就労の両立を支援する中で、保育室の利用対象児童数に対し、登録者数がまだまだ少ない状況である。	継続して実施する。 ホームページや子育て応援メール、乳幼児健診等でのチラシの配布など、多くの人が目にする媒体を積極的に活用し、事業の周知・啓発を図る。

NO 44 事業名 子育て支援のための場の充実					
事業内容			担当課: 子ども家庭支援センター		
幼児を持つ親（父親も含む）の交流や育児情報の提供等を行うための場の充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	1 市内5か所の子育てひろばで自由開放を実施した。 2 「るのキッズ通信」や「子育て応援メール」で子育て支援事業等の啓発活動を実施した。 3 子育てグループに対して、交流及び情報交換の場を提供した。	B	B	特になし	継続して実施する。

NO 45 事業名 延長保育及び幼稚園型一時預かり事業の充実					
事業内容			担当課: 保育課		
保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、保育園での延長保育及び幼稚園での幼稚園型一時預かり事業の充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	延長保育実績 公立保育園 3園（延べ83人） 私立保育園 11園（延べ20,013人） 幼稚園型一時預かり実績 私立幼稚園 2園 認定こども園3園（延べ19,880人）	A	A	今後の見込み数を検証し、提供体制を確保していく。	継続して実施する。

NO 46 事業名 認証保育所への支援					
事業内容			担当課: 保育課		
認証保育所の保育の充実を図るため、運営費の支援を行う。また、保護者の負担を軽減するため、保育料の補助を行う。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	市内2園及び市外1園の認証保育所に対し、運営費補助を行った。 保育実績（延べ808人） 認可外保育施設入所児童保護者補助金を交付した。 申請者：延べ194人 交付者：延べ194人 不交付者：延べ0人	A	A	特になし。	継続して実施する。

NO 47 事業名 障がい児保育の充実					
事業内容			担当課:保育課		
障がい児の特性に応じた受入れ体制の整備等、障がい児保育の充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	障がい児保育実績 公立保育園 3園 (延べ28人) 私立保育園 12園 (延べ339人)	B	B	加配が必要な児童が入所を希望した場合に、保育士の確保が難しい場合がある。	継続して実施する。

NO 48 事業名 休日保育事業の実施					
事業内容			担当課:保育課		
保護者の就労等で休日に保育が必要な児童に対し、保育を実施する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	休日保育実績 私立保育園1園 (延べ170人)	A	A	今後の見込み数を検証し、提供体制を確保していく。	継続して実施する。

NO 49 事業名 読書推進事業の充実					
事業内容			担当課:図書館		
父親等働いている保護者も親子で参加できるよう、休日にも実施するなど、事業の充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	新型コロナ対策のため、一部の主催事業を中止した。事業再開後も参加は予約制とし、参加者相互の距離を取るなどの対策を講じながら実施した。子育て世代が親子で参加できるようおはなし会のうち20回を休日に開催した。また人形劇公演は休日に開催し、3館で90人が参加できた。さらに、絵本作家の原画展を休日を含めた期間で開催し、読書環境づくりを通して、家庭における子育て支援を行った。	B	B	新型コロナ対策のため、事前予約制や入場人数の制限などを行った上での実施のため、参加者増は難しい。	今後も参加しやすい日時や内容を工夫し、事業の充実を図るとともに、家庭で行える工作や読書に親しむきっかけとなる「家読」について働きかけを行う。

NO 50 事業名 学童クラブの充実					
事業内容				担当課:子ども政策課	
男女ともに働き続けることができるよう、育成時間の延長など、学童クラブの充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	市内16か所の学童クラブにおいて、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を受け入れ、適切な遊び及び生活の場を提供した。学童クラブへの受け入れに当たっては、4月初めで1,013人を受け入れた。また、午前の時間帯、午後の時間帯においてそれぞれ育成時間を延長し、保護者の多様な働き方に対応した。また、待機児童が91人生じたため、児童館の特例利用により居場所の確保を図った。	B	B	少子化が進む一方、共働き世帯の増加などにより、学童クラブの需要が高まっている。このため、待機児童への対策が課題となっている。	待機児童解消策として、継続的にハローワークなどを通じて放課後児童支援員等の確保に努めるとともに、業務委託などについても検討を行う。

NO 51 事業名 教育相談の充実					
事業内容				担当課:指導室	
学校への不適応、不登校問題や進路相談等、教育相談の充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	スクールカウンセラー連絡会は書面開催を行った。また、教育相談所、教育支援室、子ども家庭支援センターとの間で情報共有を図るとともに、外部機関とつながっていない児童・生徒に対して、スクールソーシャルワーカーを派遣し、その環境に応じて関係諸機関へ繋げた。	B	B	中学校の不適応、不登校問題は現在増加している。社会的自立の支援をすることを重点に置き、関係機関と連携しながら、支援をしていく。	教育支援室の指導員が学校巡回を行い、学校や教育支援室等に行くことができない児童・生徒を受け入れるため、各中学校に居場所機能としての役割を設けていく。

NO 52 事業名 介護保険制度等の周知・啓発と介護サービスの充実					
事業内容				担当課:高齢者支援課	
介護保険制度等の周知・啓発を行い、要介護、要支援者への介護サービスの充実を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あきる野・市ホームページへの制度の掲載 ・「あきる野市介護保険推進委員会」における委員会への市民参画 ・市内事業所に就労を希望する者に対する入門的研修の実施 ・介護人材確保に向けた3つの補助金の創設 	B	B	介護人材不足を背景に、若い世代に対する制度等の周知・啓発が必要である。	引き続き、これまでの取組を継続して実施する。左記の課題については、第8期介護保険事業計画に基づき、補助金等により確保・定着を目指してくとともに、入門的研修の実施により若い世代の介護分野への参加を得られるよう取り組んでいく。なお、ここ2年開催できていない介護の日のイベントについては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、介護事業者と協議をする。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 53 事業名 介護教室の実施					
事業内容			担当課:高齢者支援課		
介護に男女が共同して参加できるように、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	介護に男女が共同して参加できるよう、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施している。 令和3年度は土、日曜日開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。 全6回 参加者数64人	B	B	現役世代、特に男性の参加者の参加及び土・日曜日並びに夜間の教室を増やす必要がある。	継続して実施する。

NO 54 事業名 相談体制の充実					
事業内容			担当課:障がい者支援課		
障がい者相談支援センターにおいて、在宅で障がい者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	精神障がい者相談支援センターで精神障がい者の日常生活の支援、家族も含めた相談支援、地域交流活動等を実施した。また、障がい者就労・生活支援センターで就労支援のほか、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援等を実施した。	A	B	事業実施の課題は特になし。障がい者の介護等に係る相談支援は、子育て支援や介護支援に寄与するものであるが、障害者福祉の観点から取り組むものであるため、男女共同参画という視点に特化した成果を把握することは難しい面がある。	継続して実施する。
事業内容			担当課:高齢者支援課		
地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	地域包括支援センターを市内3か所に設置し、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応した。 相談件数 10,293件	A	A	3センターの相談対応を統一するため、定期的な連絡会において情報を共有し、指導していく必要がある。	相談対応を継続して実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女が、対等なパートナーとして、政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進めます。

課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女が共に対等な立場で、政策・方針等の意思決定過程に参画していくことは、男女共同参画社会を実現する上で最も重要です。国は、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待するという「2020年30%」の目標の達成を目指し、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション※）を推進しています。

市においては、引き続き、審議会や委員会等への女性の参画を積極的に推進し、多様な意見が市政に反映できるようにしていきます。

また、市職員にあっては、研修等を通じて、男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

施策1 あらゆる分野での女性の参画拡大

多様な意見が市政に反映できるよう委員会等の女性比率の拡大を図るほか、市職員にあっては、研修等を通じて男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

NO 55 委員の女性比率の拡大						
事業名					事業内容	担当課:企画政策課
市政に女性の意見や視点を反映させるため、各委員会等における女性委員の比率が30%以上となるよう、関係部署に働きかける。						
令和3年度						
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容	
継続	4月1日現在の各種委員会等における女性委員比率を調査した。女性委員の比率 35.8% また、調査の際に、女性委員の任用について、周知を行った。	B	B	目標である30%は超えているものの、女性委員が全く存在していない委員会等が複数存在している。 女性委員が存在しない委員会において、女性委員の任用を進めるため、より一層の周知を図る必要がある。	「委員会等委員の選任に関する指針」に則り、積極的に女性を任用するよう、全庁に周知する頻度を高める。	

NO 56 女性委員比率の達成度のチェック及び市民への公表						
事業名					事業内容	担当課:企画政策課
達成度のチェックと公表を行う。						
令和3年度						
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容	
継続	各種委員会等における委員の委嘱状況について調査を行い、集計したデータを基に、女性委員の比率を算出し、本書で公表している。	B	B	庁内において、女性委員の比率に関する認知度は低い。女性委員の任用を進めるため、より一層の周知を図る必要がある。	「委員会等委員の選任に関する指針」に則り、積極的に女性を任用するよう、全庁に周知する頻度を高める。 また、第5次あきる野男女共同参画プランの策定に伴い、指針の委員の男女比に関する規定を改正する。	

NO 57 男女共同参画に関する職員研修の充実						
事業名					事業内容	担当課:職員課
男女共同参画に関する職員研修の充実を図る。						
令和3年度						
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容	
継続	東京都市町村職員研修所で実施の男女共同参画研修に2人を派遣した。	B	B	新型コロナ対策を講じながらの独自研修の実施について、検討する必要がある。	職員の派遣を実施する。	

※一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。（内閣府男女共同参画局ホームページより引用）

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

NO 58					
事業名 地域防災計画の推進					
事業内容			担当課:地域防災課		
男女共同参画の視点に立った地域防災計画の改定と事業の推進を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	新型コロナ対策のため、人を集めて行う事業は実施できなかったが、広報あきる野、市ホームページなどを活用し、地震や風水害等の災害に対する備えについて啓発を行った。また、ハザードマップの更新を行った。	B	C	防災行政に女性の視点を取り入れることで、これまで見落とされていた取組の拾い上げを行う必要がある。また女性の力を防災の場面で活用できる環境作りが必要である。そのことから、防災行政の場に女性職員を配置する必要がある。	令和3年度から4年度にかけて、地域防災計画の改正を行う。新型コロナ対策を講じながら、防災事業を実施する。

NO 59					
事業名 女性地域防災リーダーの拡充					
事業内容			担当課:地域防災課		
防災分野に女性の視点を取り入れるため、女性地域防災リーダーの拡充に努める。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	令和3年度は、前年同様、新型コロナ対策のため、新規防災リーダー育成講習会や既存リーダーのフォロー研修が実施できなかった。	C	C	災害時において、女性の視点を取り入れ活用するためには、多くの女性防災リーダーを育成する必要がある。候補者の募集方法や防災リーダーの役割を明確にするなど、新たな取組が必要である。	新型コロナ対策を行い、防災リーダー育成講習会及びフォロー研修を実施する。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
 ②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

基本目標Ⅳ 計画の確実な推進

市民との協働により、男女共同参画社会の実現を目指します。

課題1 推進体制の整備

本計画を実効性のあるものとするため、目標の数値化を図り、P D C Aサイクルによる進行管理を行うとともに、市民との協働を通じ、多様化・複雑化する課題への対応を図ります。

施策1 重点実施・責任部署、目標、実施期限の明確化

男女共同参画プランを着実に推進するため、計画事業の進行管理を行い、その結果を公表します。

NO 60					
事業名 男女共同参画推進本部による施策等の総合的な推進					
事業内容				担当課:企画政策課	
男女共同参画推進本部において、施策等について審議し、計画的、総合的な推進を図る。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	第5次あきる野男女共同参画プラン策定に当たり、会議を開催し、必要事項について審議を行った。 開催回数：4回	A	A	特になし。	審議する必要が生じた場合、適宜、会議を開催する。

NO 61					
事業名 男女共同参画計画の進行管理					
事業内容				担当課:企画政策課	
男女共同参画プランの進捗状況を点検・公表し、計画事業の進行管理を行う。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	令和2年度の進捗状況を確認し、男女共同参画推進市民会議委員の評価を加え、公表した。 (新型コロナ対策のため、第1回、第2回は書面開催、第4回は対面、書面、オンライン併用での開催とした。) 開催回数：4回	A	A	第5次プランの進捗状況の評価方法について検討する必要がある。 また、進捗状況の評価については、その評価結果を次年度の事業に生かすため、早めに実施する必要がある。	第5次あきる野男女共同参画プランの策定を踏まえ、進捗状況の評価及び公表を行う。 また、来年度以降は、第5次プランの進捗状況の評価を行うため、評価方法について検討を進める。 市民会議については、新型コロナ対策のため、状況に応じて書面開催、オンライン開催とする。 また、進捗状況の評価については、年度の早い時期に実施する。

施策2 市民との連携・協働体制の充実

市民との協働により、男女共同参画プランを推進します。

NO 62					
事業名 男女共同参画推進市民会議との協働による事業の推進					
事業内容				担当課:企画政策課	
男女共同参画プランの進捗状況を評価し、計画の推進方法等について検討を行う。					
令和3年度					
区分	事業実績	①実績に係る評価	②男女共同参画の視点からの評価	課題	令和4年度実施予定内容
継続	計画の進捗を管理するため、進捗状況報告内容について評価した。 また、第5次あきる野男女共同参画プラン策定に当たり、意見聴取を行った。 (新型コロナ対策のため、第1回、第2回は書面開催、第4回は対面、書面、オンライン併用での開催とした。)	A	A	男女共同参画推進市民会議委員より、事業実績について具体的な表記がなく、評価が難しいとの声があった。このことから、第5次プランの進捗状況の評価方法について検討する必要がある。	各課が男女共同参画の目線に立ってより具体的に事業を評価できるよう、引き続き、男女共同参画進捗状況の調査を行う。 また、来年度以降は、第5次プランの進捗状況の評価を行うため、評価方法について検討を進める。 市民会議については、新型コロナ対策のため、状況に応じて書面開催、オンライン開催とする。

①事業実施に係る評価：A 十分実施できた、B おおむね実施できた、C あまり実施できなかった、D 未実施
②男女共同参画の視点から評価：A 大きな効果があった、B 効果があった、C あまり効果がなかった、D まったく効果がなかった

5 進捗状況に対するあきる野市男女共同参画推進市民会議による

評価

【 評価方法 】

各課の進捗状況報告について、下記の点を考慮して評価した。

- ア 課題解決に対する事業は実施されているか。
- イ 担当課の自己評価は適切か。
- ウ 課題に即した改善策が次年度計画に立てられているか。

【 評価基準 】

- A：施策に対する事業を十分に実施できている。
- B：施策に対する事業はおおむね実施できている。
- C：課題解決に工夫や改善が必要と思われる。
- D：その他、施策の見直し等の必要がある。

基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護 課題1 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進 (推進状況報告書：P21～P26)	
【総合評価】	【評価理由】

基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護 課題2 男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進 (推進状況報告書：P27～P28)	
【総合評価】	【評価理由】

基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護 課題3 生涯を通じた健康支援 (推進状況報告書：P29～P31)	
【総合評価】	【評価理由】

基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり 課題1 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進 (推進状況報告書：P32～P37)	
【総合評価】	【評価理由】

基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり 課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 (推進状況報告書：P38～P45)	
【総合評価】	【評価理由】

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 (推進状況報告書：P46～P47)	
【総合評価】	【評価理由】

基本目標Ⅳ 計画の確実な推進 課題1 推進体制の整備 (推進状況報告書：P48)	
【総合評価】	【評価理由】

令和 年 月発行

あきる野市企画政策部企画政策課

〒197-0814

あきる野市二宮350番地

電話 042(558)1111(代)

再生紙を使用しています

